

2015年5月15日

各 位

会社名 日本ライトン株式会社
代表者名 代表取締役社長 又川 鉄 男
(コード 2703 東証ジャスダックスタンダード)
問合せ先 IR・リスク統括室長 宿輪 ルリ子
(電話番号 03-6859-6520)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「日本ライトングループの企業理念」に基づきコンプライアンスに立脚した健全な企業活動を旨とし、「日本ライトングループの企業行動指針」を定め、コンプライアンス体制を整備します。

① 当社は、「日本ライトングループのコンプライアンス行動基準」に則り、役員（取締役及び執行役員）は率先垂範してコンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員（役員および使用人）の業務においてコンプライアンスを遵守・実践できるよう研修・教育による徹底を図ります。

② 当社は、当社グループ内におけるコンプライアンス上疑義のある行為等についての相談・通報窓口（内部通報制度）を設置します。

(2) 当社は、社外取締役を選任し、代表取締役及び業務執行取締役による業務執行の監督機能を維持します。

(3) 当社は、社外取締役のうち独立役員を確保することで、経営陣と一般株主との間に利益相反が生じることのないよう一般株主保護に努めます。



- (4) 当社は、当社グループ内におけるコンプライアンス体制の有効性については、「内部監査規程」を定め、被監査部門から独立している内部監査部門が同規程に基づき実効性のある内部監査を実施します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 当社は、当社グループ内における株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報を法令及び「文書管理規程」等に基づき適正に記録し、管理・保存します。
- (2) 情報の管理・保存については、情報セキュリティおよび文書管理に関する必要な規程を定め、適正に対応します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当社グループ内のリスク管理を徹底するために「リスク管理規程」を定め、社長直轄のリスク管理委員会を設置して、リスク管理体制の整備状況やリスク管理の推進・評価及び検証並びに個別リスクへの対応等を定期的に行い、遅滞なく執行役員会へ報告します。
- (2) 当社は、経営に重大な影響を与える当社グループ内のリスクについては、取締役会に遅滞なく報告します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の下に執行役員会を設置し、経営の意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図ります。
- (2) 当社は、定例及び臨時に開催する取締役会において、経営に係わる重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況を監督します。
- (3) 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各職位の権限及び責任並びにその指揮命令系統を定め、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保します。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、グループ会社に対しても「企業行動指針」及び「コンプライアンス行動基準」を適用し、その理念の共有を図ることにより、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保します。
- (2) 当社は、グループ会社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつその経営管理を行います。
- (3) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対し重要な業務の執行について当社の事前協議及び承認を義務付けるとともに一定の事項について定期的に及び随



時当社への報告を求めます。

- (4) 前項の報告事項にはグループ会社における損失の危険に関する事項を含み、定期的にリスク管理委員会においてその状況を確認するとともに、適時適切に指導・管理を行います。
- (5) グループ会社は、夫々「子会社職務権限規程」を定め意思決定プロセスを明確にするるとともに、当社の各部門が「関係会社管理規程」に基づき当該各部門の業務分掌に応じて定める業務の執行に関してグループ会社を支援することにより、グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保します。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、その職務を適切に遂行するために取締役との意思疎通を図る等、監査環境整備に努めます。また、取締役会は監査役の職務の執行に必要な以下の各項に掲げる体制の整備に留意します。

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門が監査役の職務の補助を行います。専任の使用人を配置する必要性が生じた場合は、監査役は取締役会に提案し、協議します。

- (2) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性に配慮します。また、監査役の職務の補助者の人事異動等の処遇に関しては事前に監査役と協議します。

- (3) 当社グループ会社の役職員（当社の役職員及び子会社の取締役及び使用人）が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、執行役員会、リスク管理委員会その他の業務執行に関する重要な会議に出席します。監査役が出席しない会議については、監査役は、適宜議事録及び関連資料を閲覧し、必要に応じて説明を求めます。
- ② 監査役は、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めます。
- ③ 当社グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに監査役に報告します（間接的に報告する場合を含みます）。
- ④ 監査役は、必要に応じ何時でも、当社グループ会社の役職員に報告を求めることが出来るものとし、この場合当該役職員は速やかに監査役に報告を行うものとします。
- ⑤ 前各号により監査役に報告を行った役職員が当該報告をしたことを理由として不



利な取扱いを受けないことを徹底します。

(4) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査役の職務の執行について必要な費用または債務に関しては、監査役の請求に基づき速やかに処理します。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、監査役がその職務の執行にあたり、取締役、執行役員、内部監査部門、リスク管理委員会、会計監査人等と緊密な連携を保ち効率的な監査ができるよう必要な協力を行います。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- ③ 取締役会は、内部監査部門等の態勢の充実を図るため、その実態を評価し、監査役の監査環境の観点から不足であると認められる場合は、監査役会と協議し対応します。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ会社における財務報告の信頼性を確保するために、統制環境を整備・構築し、財務報告の信頼性に影響を与えるリスクの把握・評価に基づき適切な統制活動を整備・運用し、財務報告に係る内部統制が有効かつ効率的に機能している状況を定期的・継続的にモニタリングします。
- (2) 前項の目的のために財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価に関する計画を策定し、これに従い実行します。

制 定 : 2006年 5月
改 定 : 2007年 12月
改 定 : 2010年 5月
改 定 : 2012年 3月
改 定 : 2014年 3月
改 定 : 2015年 3月
改 定 : 2015年 5月

以 上